

地域企業人材支援事業推進要綱

平成31年3月28日（総行政第89号）制定

第1 趣旨

人口減少・少子高齢化の進行が著しい地方において、持続可能な地域社会を構築するためには、地域の担い手となる人材の確保が特に重要な課題となっている。

一方、豊かな自然環境や歴史、文化等に恵まれた地域へと生活環境を変えたいという都市住民のニーズの高まりが指摘されるようになってきており、また、地方においては、育児等により離職中の、柔軟な働き方を希望する人材が存在している。

こうした中で、生活環境を変えたい都市住民や、育児等により離職中の地域の人材等の多様な人材と、人手不足に悩む地域の企業等とのマッチングを支援する取組は、地域の活力を創出し、人材の総活躍を促進することに繋がり、地域の担い手となる人材の確保に当たっては有効な方策と考えられる。

このようなことを踏まえ、第2以下に掲げる取組（以下「地域企業人材育成支援事業」という。）の積極的な推進を図るものである。

第2 事業概要

生活環境を変えたい都市住民や、育児等により離職中の地域の人材などの多様な人材と、人手不足に悩む地域の企業との効果的なマッチングを支援し、地域の活力を創出し、人材の総活躍を促進する取組をいい、地方公共団体が意欲的・積極的に取り組むことができるよう、総務省として必要な支援を行うものとする。

（1）地方公共団体

地方公共団体は、地域企業人材支援事業に係る事業計画を策定し、生活環境を変えたい都市住民や、育児等により離職中の地域の人材などの多様な人材と、人手不足に悩む地域の企業との効果的なマッチングを支援する事業に取り組むこと。

（2）総務省

総務省は、地域企業人材支援事業に取り組む地方公共団体に対して、事業への助言や必要な財政上の支援を行うほか、先進事例・優良事例の調査や、これらの事例の地方公共団体への情報提供等を行う。

第3 支援内容

地域企業人材支援事業の実施に要する経費について、以下のとおり特別交付税措置を講じる。

(1) 対象団体

市町村

(2) 対象経費

別添の経費を対象とする。

(3) 措置内容

対象経費×措置率 0.5×財政力補正（対象経費が 15,000 千円を超えるときは、15,000 千円とする。）

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成31年3月28日から施行する。

(別添)

「地域企業人材支援事業」に係る
特別交付税措置の対象経費について

地方公共団体が、本要綱に基づき地域企業人材支援事業に取り組む場合、以下の経費を対象として特別交付税措置を講じることとする。

1 対象経費

(1) 地域人材の育成に要する経費

人材の発掘やスキルアップ等を目的とした研修会、セミナー等の開催、OJTの実施、資格取得費補助等

(例) 会場借上費、会場設営・装飾費、講師謝礼、広報宣伝費(チラシ等)、消耗品費、資格取得費 等

(2) 交流会等の開催に要する経費

人材の発掘やスキルアップ、事業所等と人材のマッチングを目的とした交流会・商談会・研修会等開催に要する経費

(例) 会場借上費、会場設営・装飾費、講師謝礼、広報宣伝費(チラシ等)、消耗品費 等

(3) マッチングシステム、ウェブサイト構築に要する経費

人材活用システム導入・活用に要する経費

(例) データベース化(人材バンク等)に係る費用、ホームページ設立経費 等

(4) コーディネータ等の配置に要する経費

コーディネータ・アドバイザー等の配置に要する経費

(例) 人件費(地方公共団体の職員の人件費除く。)、交通費、旅費 等

(5) マッチングトライアルに対する支援に要する経費

(例) トライアル実施に伴う人件費(日当、交通費等)、保育料補助費(3ヶ月以内) 等

※トライアル…試用期間。インターンシップのように人材が事業所で試用的に従事し、当該事業所の仕事、環境等を経験する。

(6) 人材・事業所等に対する調査に要する経費

人材・事業所等に対する調査に要する経費

(例) 調査外注費、通信運搬費、会議費 等

2 その他留意事項

- ・ 上記 1 に掲げる事務の一部を委託して実施することも差し支えない。
- ・ 実施団体の職員の雇用に要する経費については、本事業に取り組むため、特に臨時で雇用した者に支払う報酬等に限る。